生第74270号	化成肥料	ほう素マンガン苦土有機入り粒状複合417	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第74453号	化成肥料	苦土有機入り粒状複合877	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第75123号	化成肥料	苦土有機入り粒状複合875	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第75282号	化成肥料	苦土有機入り粒状複合695	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第76426号	液状複合肥料	有機入り液体複合肥料844	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第76529号	液状複合肥料	有機入り液体複合肥料８号	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第76707号	液状複合肥料	トーアップ液肥068	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第78249号	液状複合肥料	有機入り液状複合肥料12号	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第78447号	化成肥料	有機入り粒状631	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第78887号	液状複合肥料	有機入り液状複合12―８―８	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第79141号	化成肥料	苦土有機入り複合９号	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第79757号	化成肥料	苦土有機入り粒状複合585	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第82057号	化成肥料	苦土有機入り粒状複合121特２号	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第82915号	化成肥料	有機入り複合937特２号	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第83374号	液状複合肥料	苦土有機入り液状複合８号	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第85062号	液状複合肥料	有機入り液肥1034	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第86374号	化成肥料	緩効性窒素苦土有機入り粒状複合067	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第86557号	化成肥料	苦土有機入り化成12―３―８	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第88103号	化成肥料	ほう素苦土有機入り粒状複合055	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第88104号	化成肥料	ほう素苦土有機入り粒状複合897特号	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号
生第88105号	化成肥料	苦土有機入り粒状複合820特２号	中央化成株式会社	大阪府大阪市中央区南船場二丁目５番12号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第７号

北海道砂川市東１条北10丁目１番６号
債務者　原渕　　昇
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　健
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第３８号

岡山県倉敷市帯高505番地
債務者　平野　榮一
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡もと子
4　破産債権の届出期間　平成22年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１４８３号

千葉県船橋市海神町南１丁目1524番地　リリー西船Ⅲ―102号
債務者　大槻　路子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　宏子
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２８号

神奈川県鎌倉市佐助１丁目15番９号
債務者　小菅　正和
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関本　和臣
4　破産債権の届出期間　平成22年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５１号

神奈川県足柄上郡山北町平山1110番地９
債務者　森　　武雄
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　勝
4　破産債権の届出期間　平成22年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２５６号

愛媛県四国中央市三島金子１丁目６番40号
債務者　藤田由美子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
4　破産債権の届出期間　平成22年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第５０９号

奈良県御所市大字南十三５番地の１
債務者　上原美根子（旧姓中溝）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木美穂
4　破産債権の届出期間　平成22年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月26日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係